

令和7年 10 月 10 日	参考資料
第6回匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会	

匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会 運営規程

（所掌事務）

第1条 この規程は、匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会（以下「本委員会」という。）の設置要綱に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定足数）

第2条 本委員会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、委員会を開き、議決を行うことができない。ただし、第5条に規定する意見書の提出があった者（委員に限る。）は、出席したものとみなす。

（議事の議決）

第3条 本委員会に関する議事については、出席した委員（委員長を除く。）の過半数をもって議決し、可否同数のときは、委員長の議決による。

（委員の留意事項）

第4条 委員は、任期中及び任期終了後において、委員として知り得た情報を自ら利用し、又は他に漏らしてはならない。ただし、既に公表されている情報についてはこの限りではない。

（欠席委員の意見提出）

第5条 委員は、やむを得ない理由により、本委員会に出席できない場合にあっては、議事となる事項について、あらかじめ意見書を提出することができる。

（議事録の原則公開）

第6条 本委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載し、原則公開するものとする。

- 一 委員会の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事となった事項

（補足）

第7条 この規程に定めるもののほか、本委員会の議事運営に関し必要な事項は、本委員会の委員長が本委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年9月18日から施行する。